

# のびのび通信

令和6年5月8日

秋田大学教育文化学部附属小学校「いじめ防止対策委員会」発行

令和6年度がおよそ1か月過ぎ、新しい学年での学校生活が軌道に乗り始めています。今年度は150周年という節目の年ということで、今年度しかできない何かを！と張り切る、生き生きのびのびとした子どもたちの姿が見られます。春の校舎は、子どもたちの元気な声が響き渡り、笑顔がいっぱいです。

本校では、「秋田大学教育文化学部附属小学校 いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめのない学校づくりに取り組んでおります。この「のびのび通信」も、その一環として発行しているものです。今年度もこの通信を通して、本校におけるいじめ防止のための取組や健康安全についての関連情報をお伝えしていきたいと考えております。

「いじめ」は、いじめ防止対策推進法において、次のように定義されています。

「いじめ」とは、「児童や生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

具体的には、

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等の行為があります。



本校は「いじめを絶対に許さない」という思いを職員全員が共有して指導に当たっています。もし、「いじめ」あるいは「いじめかもしれない」と子どもたちが感じる事があれば、その悩みに寄り添いながら、安心して楽しい学校生活を送ることができるよう職員一丸となって、組織的に対応していきます。学級担任だけでなく、いじめ防止対策委員にも、何かお気付きのことがありましたら遠慮なくご相談ください。

## 【今年度のいじめ防止対策委員】

校長（佐々木雅子）、副校長（京野 真樹）、教頭（保坂 茂）、教務主任（菅野 宣衛）、  
養護教諭（佐藤 素子）、生徒指導主事（石田 智之）

## 子どもたちの様子から

春のさわやかな空気と同じく、子どもたちのあいさつがとてもさわやかです。どの学年の子たちもあいさつがよく、1年間がんばろうという意欲が感じられます。

児童会の生活委員会では、恒例の「朝のあいさつ運動」を行っています。「恒例」なのですが、ただあいさつするだけではなく、「相手に伝わるように」「相手の目を見て」「明るい声で」など、あいさつがレベルアップするように声をかけていました。

玄関でのあいさつ運動は生活委員が当番制で取り組んでいるのですが、なんだか大にぎわい。「人数が多いな」、「あの子は生活委員だっけ？」という感じで、あいさつ運動当番以外の子や他の委員会の子まで一緒にあいさつをしているのでした。